基　金

・ 海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業（総務省）

令和８年11月13日（金）

事務局説明資料

海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業の概要 （基金シート等より）

【事業概要】 **地方分散による強靱な通信ネットワーク拠点を形成**し、我が国の国土の強靱化や地方でのデジタル実装を通じた地方創生を図るとともに、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての優位性を高めるため、「**①東京圏等に集中するデータセンターの分散立地**」や、「**②日本を周回する海底ケーブルの構築**」及び「**③国際海底ケーブルの多ルート化**」を推進するべく、データセンター（DC）や海底ケーブル等の整備に対する支援を行う。

【基金設置法人】
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

【基金造成年度】　令和３年度
【新規申請受付終了時期】　令和11年度
【終了予定年度】　令和12年度

【予算措置】
令和３年度補正　500億円
令和５年度補正　100億円
令和６年度補正　120億円
令和７年度補正　400億円

【令和７年度末基金残高】約992億円
【令和８年度末基金残高見込】約850億円

＊ ISP（Internet Service Provider, インターネット接続サービス提供事業者同士が相互接続を行う拠点

施策概要

支援スキーム：総務省 → 基金設置法人 → 民間事業者等

支援対象①
補助率　1／2
（上限40億円）

データセンター、海底ケーブル陸揚局舎、インターネットエクスチェンジ※（IX）
【東京圏※1・大阪圏※2以外のものに限る】 ※1 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県
※2 大阪府・京都府・兵庫県（陸揚局舎は日本海沿岸の区域を除く。）


DC建物

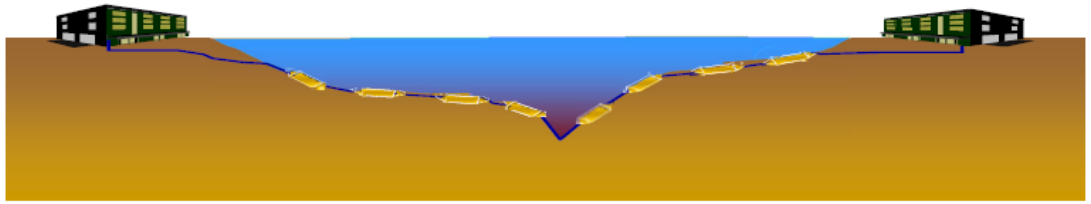

サーバ等


海底ケーブル陸揚局舎


IX設備

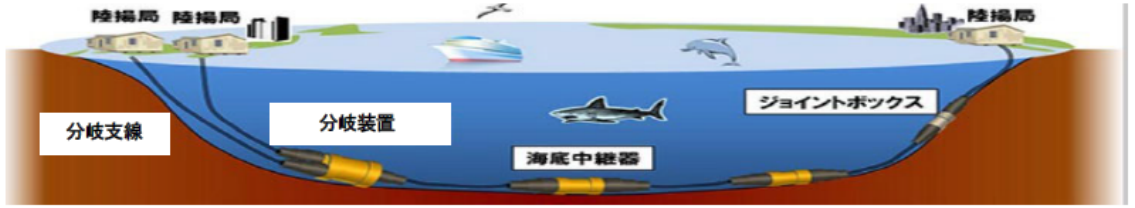
支援対象②
補助率　4／5

国内海底ケーブル　【房総・志摩以外に陸揚げされるものに限る】



支援対象③
補助率　4／5

国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置　【房総・志摩以外に陸揚げされるものに限る】

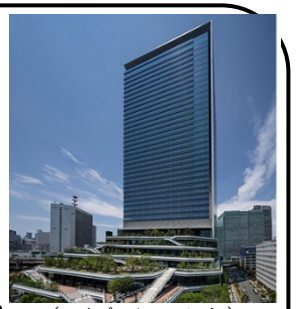


https://www.soumu.go.jp/main_content/001073498.pdf　を基に事務局で編集

現地視察等の概要

●令和８年10月27日

事業者：ソフトバンク株式会社（竹芝本社ビル）
事業：海底ケーブル陸揚局、国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置
（福岡県糸島市、福岡県糸島沖、北海道苫小牧市、北海道苫小牧沖）


（ソフトバンクHPから）

- 海底ケーブルの志摩・南房総集中を是正し、苫小牧・糸島への陸揚げでレジリエンスを強化。 2028年度完成予定。
- 実施にあたり、漁業調整、天候、インフレ等のリスクあり。
- 地方ルートはバックホール*費用が新たに必要であり、過去の知見がない海域であるため地元との調整を十分に実施しているものの費用や遅延が生じるリスクもあり、現時点では需要も低く、民間単独での採算確保が困難との認識。
- 整備した陸揚局やケーブル帯域等は他事業者への貸出し可。将来的なDC集積と利用需要の形成が収益化の鍵との認識。
- 国は地方分散・強靭化という政策目的を示す一方、具体的な陸揚地点やルートは事業者の判断で決定。

＊ 海底ケーブルで運ばれてきたデータを陸揚局から主要な需要地まで運ぶ陸上回線

●令和８年11月２日

事業者：合同会社石狩再エネデータセンター第１号（北海道石狩市）
事業：データセンター（北海道石狩市）


https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/news/companies/pdf/119fdb9e934fe3e1c53eb42adf1de88ae78cf04a.pdf



- 東日本大震災等から情報通信基盤の多重化の必要性を強く認識。2026年３月竣工。
- 主要事業者は、物流施設に次ぐ第二の柱として、産業用不動産の１つであるデータセンター（再生可能エネルギーを活用した郊外型と、需要の大きい都市型）に投資。
- 郊外型は、施工業者の競争原理が働きにくく、コストが高止まりする傾向あり。
- データセンター事業は立ち上がりから一定期間の収支は合わず、補助金がその期間を支えるとの認識。
- 郊外型データセンターでは、建物完成後に顧客が視察して契約が決まるケースが多く、少なくとも初期段階では事業計画に基づく投資家等の確保が難しいとの認識。

統廃合の検討

○ 本基金事業の他、データセンターの地方拠点整備や海底ケーブル多ルート化が記載されたレビューシートが存在。

→他の事業との**内容の重複の整理が必要ではないか**。

○ DC支援について、「各年度の所要額をあらかじめ見込むことは困難」としつつ、**令和８年度は国庫債務負担行為を活用して予算事業**となっている。

→**海底ケーブル支援についても、同様の検討**ができないか。

事業名	海底ｹｰﾌﾞﾙ等の地方分散によるﾃﾞｼﾞﾀﾙｲﾝﾌﾗ強靱化事業（基金事業）	ﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰの地方拠点整備	経済安全保障ﾘｽｸに対応した海底ｹｰﾌﾞﾙ等の多ﾙｰﾄ化・防護策強化事業
事業目的	**DCの地方拠点整備**,**国際海底ｹｰﾌﾞﾙの多ﾙｰﾄ化**,**中核拠点の形成**	**DCの地方設置**に係る電力通信ｲﾝﾌﾗ等を整備し,**中核拠点を整備**	**海底ｹｰﾌﾞﾙの多ﾙｰﾄ化**,陸揚局及び海底ｹｰﾌﾞﾙの防護強化,基盤整備
実施内容	補助	補助	補助・実証・調査
対象	**DC**,**海底ｹｰﾌﾞﾙ**	ｲﾝﾌﾗや土地造成,**建物**,**ｻｰﾊﾞ**	**海底ｹｰﾌﾞﾙ**

【デジタルインフラ整備基金助成事業 公募要領】

８ 助成金の支払い

（略）間接補助事業が完了した後、間接補助事業者は、基金設置法人に事業完了の報告をします。基金設置法人による経理の検査を通じて**助成金の額が確定した後、精算払いにより助成金が交付**されます。

【基金シート 基金方式によらざるを得ない理由】

一般に、DC等デジタルインフラは通信を常時維持する必要性から、通常の建造物と比較して堅牢性が求められ、その整備には複数年を要する。

また、事業者がDC等デジタルインフラの整備に踏み切る際の経営判断については、短期間に大きく変動する国内外のデータ流通量や技術革新の情勢に大きく左右されることから、**毎年度、事業者がどの程度の規模や金額のDCを整備するのかといった点が見通し難く、各年度の所有額をあらかじめ見込むことは困難**である。

更に、デジタルインフラの整備については、災害への耐性確保等の観点から、補助の支給決定に当たっては、補助すべき案件かどうかを審査することも必要。

加えて、短期間に情勢が大きく変動するデジタルインフラ整備を効果的に支援するためには、事業者による整備事業決定後、所要の整備費に係る補助を弾力的かつ速やかに支出することが必要。

【基金シート 点検・評価】

本事業は、支援事業の整備完了まで複数年を要することから基金を活用しているところ、国庫債務負担行為の活用による支援も検討し、**令和８年度のDCの地方分散については、国庫債務負担行為を活用**し、引き続き適正な予算執行に努め、適宜の見直しを検討する。

ステージゲートの設置状況

○ 基金シートでは「事業途中で交付を取りやめる事は不適当であると考えられ、ステージゲート評価になじまない。」とのことだが、**外部評価会による評価の判定基準**（評点）には「**事業を中止することが望ましい**」がある。また、諸事情で中止せざるを得ない場合の他、**資金を増減といった判断は、どの基金事業にも起こり得る**。

→支援対象期間の中で、本基金事業であれば、例えば調査から設計、設計から建設に移る**結節をステージゲート**とし、各ステージの活動の**進捗・成果の把握を徹底**するとともに、継続のための費用増減判断により機動的に対応できるのではないか。本事業におけるステージゲート評価にあたっては、**外部評価会を活用**できるのではないか。

【基金シート 点検・評価】

・令和８年４月10日に内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室から示された国民の提案に基づく「点検の視点」を踏まえた自己点検については以下のとおり。

⑥一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき

・デジタルインフラの整備そのものを支援する事業であり、事業途中で交付を取りやめる事は不適当であると考えられ、**ステージゲート評価になじまない**。

【石狩再エネデータセンター第１号】

令和５年度外部評価会（R6.3.8）
・計画変更審査中

令和６年度外部評価会（R7.4.8）
・費用増のため資金計画変更審査中
→「交付決定を行った個別事業の進捗状況について」の評点A

【特定電気通信施設等整備推進基金補助金に係る外部評価会】

・基金設置法人の求めに応じ開催。次の事項等を説明のうえ、構成員(３名)により評価等を実施。基金設置法人は必要な管理・運用の改善を図る。
(1)交付決定を行った個別事業の進捗状況　(2)基金残高の管理の適正性
(3)基金事業全体としての進捗状況
(4)その他基金設置法人における基金管理・運営に関する評価に必要な事項

＜判定基準（評点）＞

A.基金設置法人における基金の運営・管理等は優れており、改善すべき点はなく、今後も事業を継続すべきである。
B.基金設置法人における基金の運営・管理等は良好であり、軽微な見直しを行った上で、今後も事業を継続すべきである。
C.事業は継続して良いが、基金の運営・管理体制等を大幅に見直す必要がある。
D.事業を中止することが望ましい。

【実績】R8.4.21　10:00-10:40、R7.4.8　13:30-14:00、R6.3.8　12:30-12:50

効果発現経路について

○ 本基金事業の終了予定は令和12年度。令和８年度の国庫債務負担行為によるDC支援を含んだ事業「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業」の終了予定は令和10年度。別事業「データセンターの地方拠点整備（経産省）」の終了予定は令和８年度。

○ 支援したDCが運用を開始する令和10年度から、長期アウトカムの最終目標年度の令和17年度まで**７年の期間**がある。

→令和７及び10年度までに本事業で整備するDCが、令和17年度までの東京圏・大阪圏以外の**地方の中核拠点へのDC集積の呼び水となることを期待**するならば、本アクティビティの最終目標年度の目標達成のために、**中期アウトカムを立てて途中段階で効果を確認**することで、**改善又は新たな施策の検討に早期に着手**できるようになるのではないか。

例 2032年度に整備されるDCのｻｰﾊﾞﾙｰﾑ面積のうち、東京圏・大阪圏以外の地方の中核拠点の占める割合：8.5%

アクティビティ

民間事業者に対する助成により、地方の中核拠点へのデータセンター整備、東京圏・大阪圏自体のレジリエンス強化のための広域化、地方におけるICTエコシステムの形成にも資するデータセンターの地方拠点を整備。（令和６年度補正予算）

		R6	R7	R8	R9	R10	～	R17
アウトプット	（活動指標）DCの整備事業に対する交付決定した箇所数							
	目標	—	４件	０件				
	実績	—	６件	—				
短期アウトカム	（成果指標）間接補助事業者のDCの整備が完了し、運用を開始した箇所数							
	目標	0件	0件	0件	目標年度 4件	目標年度 2件		
	実績	0件	0件	—	—	—		
長期アウトカム	（成果指標）2035年度に整備されるDCのｻｰﾊﾞﾙｰﾑ面積のうち、東京圏・大阪圏以外の地方の中核拠点の占める割合							
	目標	—	—	—	—	—	～	最終目標年度 10%
	実績	—	—	—	—	—	～	—

７年の期間

収益納付の原則化・金融手法の検討

○ 支援で形成される設備は**事業者の事業用資産**となり、**将来的な事業者の利用料収入等の獲得**につながる。

○ 基金事業からの補助においても、**事業者の収益性や競争力が高まり収益が上がった場合、投資効果の最大化を図る（他事業への投資に配分等）ため、補助の全部又は一部に相当する額を国に還元するという循環の仕組み。**

→基金シートで「国土強靱化等の観点から地方分散を推進するため、収益納付条件になじまない」としているが、支援により事業者に収益が生じる場合が想定される。既に導入している他の例も踏まえながら、**公益と私益の調整を鑑み**、事業者の健全な成長の妨げにならないよう留意しつつ、**収益納付条件を検討**できるのではないか。また、金融手法（出資・貸付）の活用についても検討できるのではないか。

【政府効率化（補助金・基金・租税特別措置の見直し）に関する提言（抄）（令和８年６月25日　日本維新の会）】

基金の投資効果を高めていけば、投資の成果として、基金によって支援したプロジェクトから生じる利益も大きくなることが期待される。そうした利益は、国からの**支援の程度に応じて**確実に**国に還元**されるべきであり、そうして回収された財政資金は、**次なる有望な投資に配分**していくことも可能となる。

こうした**好循環の仕組みを構築**するため、基金による支援により利益が生じ得る場合には、補助事業者から基金法人、基金法人から国に対して、利益から一定の金額が納付されるよう、基金による支援にあたって**収益納付条件を付す**ことを義務付ける。

また、プロジェクトの性質によっては、渡し切りの助成を行うのではなく、出資や貸付といった形態での資金支援が有効であり、投資回収の観点からも有利な場合もあるため、基金による支援を検討する際には、**出資・貸付の選択肢についても積極的に検討**し、より成果と**国への還元**につながる手法を採る。

【「補助金・基金の見直し」に向けた基本的な考え方と見直しの着眼点（案）（令和８年10月９日）】

２．見直しの着眼点

●目的・手段の妥当性、出口戦略の明確化
段階的に金融手法に移行する道筋を明確化するなど、出口戦略が明確になっているか。

【基金シート　点検・評価】

・経済合理性から特定の地域に集中して立地するデジタルインフラについて、**国土強靱化等の観点から地方分散を推進するため、収益納付条件になじまない**。

【参考：補助金適正化法第７条第２項考え方】

国民の税負担において賄われた**補助金等の交付によって得た利益を、当該事業者にすべて帰属させること**は、**公益と私益のバランスを失する**ものであり、**妥当でない**と考えられるからである。このような場合に、**補助金等の金額を限度**として、**当該収益を国に納付させることができる**ようにするため、補助条件を付すことができることとしているのである。

（引用：小滝敏之『全訂新版増補第２版 補助金適正化法解説 補助金行政の法理と実務』全国会計職員協会、2016年、p.162）

（参考）収益納付規定（事業者⇒基金設置法人）を既に設けている基金事業の一例

○ **納付の対象範囲**を「相当の収益」のほか、「（収益-控除額＞0となる場合）」と条件づけている場合
○ 各基金事業の性質や支援内容を鑑み、補助金交付規程や補助金実施要領等で収益納付の金額に係る**計算式**を規定
○ **収益**を「製品・部品等のセクション単位」や「補助事業者の企業全体の収入ベースのみなし額」、「産業財産権」等で算出
○ 営業利益が赤字といった場合、収益納付の対象外とする**免除規定**を設定

基金事業名	バイオものづくり革命推進事業	特定半導体基金事業	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業（終了）	ディープテック・スタートアップ支援事業
文書・規程	バイオものづくり革命推進事業費補助金交付規程	先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領	先端設備等投資促進事業費補助金交付規程	ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金交付規程
事業の性質	研究開発	施設整備	設備投資	研究開発
納付の対象範囲	相当の収益 （**収益－控除額＞0**となる場合）	相当の収益	相当の収益	相当の収益
計算式	（A－B）× C／D － E A：収益額 B：控除額（補助対象経費） C：補助金確定額 D：補助事業に係る支出額 E：納付額（前年度までの収益納付額）	収益納付額＝各年度累積額〔（営業利益実績額）－（1.3×想定営業利益額）の合計額〕×20%	（A－B）× C／D － E A：収益額 B：控除額（補助対象経費） C：補助金確定額 D：補助事業に係る支出額 E：納付額（前年度までの収益納付額）	（A－B）× C／D － E A： 補助事業に係る収益額 B： 補助対象費用（控除額） C： 補助金確定額 D： 補助事業に係る支出額 E： 前年度までの累積納付額
収益	【A:収益額】 **補助事業に係る製品・部品等**における営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計。 ※中小・ベンチャー企業等において、補助事業に係る製品・部品等についての区分経理が難しい場合は、**企業全体の収入ベースに算出したみなし額を用いることも認める**。	【営業利益実績額】 **助成事業に係る単年度の営業利益額**	【A：収益額】 補助事業に係る製品・部品等における営業損益等（売上高-製造原価-販売管理費等）の各年度の累計。 ※収益状況については、各補助事業者が様式第18による収益状況報告書にて提出。	【A：補助事業に係る収益額】 補助事業に係る事業化、**産業財産権の譲渡**又は実施権の設定及び他への供与等による総収入額から、製造原価や販売管理費等の総収入に要した費用を差し引いた額の累計額。 ※中小企業において、補助事業に係る製品・部品等の区分経理が難しい場合は、**企業全体の収益をベースに算出したみなし額を用いることも認める**。
期間	助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間	助成事業の開始年度から特定半導体の生産期間が終了するまでの間かつ、総事業費から助成金の確定額を差し引いた投資額を、本事業における営業利益の累計額が初めて上回る年度以降	補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間	補助事業の完了年度の翌年度以降５年間
免除規定	・**補助事業者が中小企業**であり、事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、**単体決算で赤字となる場合**は、収益納付を免除できる。	・**合計額がマイナスの場合**は収益納付を免除する。	・直近３年度のいずれかが赤字決算であった企業として、交付決定の際に事務局から通知を受けた補助事業者は、収益納付を免除。	・**補助事業者が中小企業**であり、事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、**単体決算で赤字となる場合**、納付を免除。

主な論点

- 他の事業と内容の重複はないか整理が必要ではないか。また、データセンター（DC）支援は令和８年度は基金事業ではなく国庫債務負担行為で実施されているところ。海底ケーブル支援についても同様の検討及びそれによる基金事業の廃止の検討ができるのではないか。

- ステージゲートの設定において、例えば調査から設計に移る結節をステージゲートとすることで、進捗・成果の把握の徹底ができるのではないか。

- 整備するDCが、長期アウトカムである東京圏・大阪圏以外の地方の中核拠点への集積の呼び水となることを期待するならば、途中段階で効果を確認し、改善又は新たな施策の検討に着手できるような中期アウトカムを設定するのがよいのではないか。

- 収益納付の原則化において、支援により事業者に収益が生じる場合が想定されるため、事業者の健全な成長の妨げにならないよう留意しつつ、他の事業例も踏まえ、収益納付条件を検討できるのではないか。また、出資といった金融手法の活用も検討できるのではないか。